

三田市公共施設案内予約システム利用者登録について

令和3年3月26日改訂

1 公共施設案内予約システムについて

テニスコートや野球場、体育館などの体育施設と各市民センターなどの文化施設の予約や抽選申込みなどが、インターネットに接続されたパソコンや携帯電話（i-mode、EZweb、SoftBank）、施設に設置されている施設端末で行うことができます。

予約や抽選申込みを行うには、利用者登録が必要です。

<利用者登録が必要なサービス>

①施設の予約申込み、取消 ②利用者本人の予約内容の確認 ③抽選により利用者を決定する施設（会議室など。体育施設はテニスコートのみ）の抽選申込み ④利用者本人の抽選申込内容の確認と変更 ⑤抽選結果（当選・落選）の確認と仮予約

<利用者登録なしで利用できるサービス>

①各施設の空き状況の確認 ②抽選スケジュールの確認 ③各施設の所在地や開館時間などの確認

2 利用できる施設について

公共施設案内予約システムの対象となっている施設は、次のとおりです。

利用施設一覧表						
	対象施設	連絡先 (079)	利用者登録申請窓口	施設端末	備考	
文化施設	フラワータウン市民センター	562-5555	フラワータウン、広野、藍、ウッディタウン、さんだの各市民センターもしくは、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センターのいずれかでの登録で、7施設を利用いただけます。	有		
	広野市民センター	567-0490		有		
	藍市民センター	560-7551		有		
	高平ふるさと交流センター	569-1811		有		
	ウッディタウン市民センター	565-2443		有		
	さんだ市民センター	563-2991		有		
	有馬富士共生センター	566-1200		有		
	総合福祉保健センター	559-5700		総合福祉保健センター	有	
	ふれあいと創造の里	568-4000		ふれあいと創造の里	有	
	まちづくり協働センター	559-5155		まちづくり協働センター	有	
総合文化センター	559-8100	総合文化センター	有			
体育施設	城山公園	563-5511	城山、三田谷、中央、駒ヶ谷、下青野公園のいずれかの管理事務所で登録で8施設を利用いただけます。 ※学園東、テクノ公園の利用に関する窓口は、駒ヶ谷運動公園です。 ※小野公園の利用に関する窓口は、下青野公園です。	有		
	三田谷公園	562-1721		なし		
	中央公園	565-4881		なし		
	駒ヶ谷運動公園	565-7288		有		
	学園東公園			なし		
	テクノ公園			なし		
	下青野公園	567-3085		なし		
小野公園	なし					

3 利用者登録申請について

(1) 申請方法

「利用者登録申請書」に必要事項をご記入いただき、本人確認書類と共に施設の窓口に提出してください。ただし、利用目的によっては利用することができない施設もありますので、事前にご確認ください。

※市公共施設の一括登録手続きについて

複数の施設を利用される場合は、申請時に「一括登録」を希望していただくと、1回の申請で複数の施設の登録が可能です（一部除外される施設があります。）

【対象施設】

- ①市民センター等（有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、広野市民センター、藍市民センター、フラワータウン市民センター、ウッディタウン市民センター、さんだ市民センター）
- ②ふれあいと創造の里
- ③総合文化センター（郷の音ホール）
- ④まちづくり協働センター
- ⑤有料公園※（城山公園、下青野公園、小野公園、三田谷公園、中央公園、駒ヶ谷運動公園、学園東公園、テクノ公園）

※有料公園のうち、小野公園、学園東公園およびテクノ公園での登録はできません。

・総合福祉保健センターの登録は、これまでどおり総合福祉保健センター窓口で登録手続きを行ってください。

【対象者】

新たに利用者登録をしようとする個人（団体）、施設追加などの変更をしようとする個人（団体）で一括登録を希望する方

＜本人確認書類＞

○公的機関が発行するもの 運転免許証、官公署発行の免許証・許可証・資格証、住民基本台帳カード、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、年金手帳など。いずれか1点

○上記以外の場合 社員証、学生証、預金通帳、納税通知書など。いずれか2点

なお、登録申請は個人登録と団体登録があります。（ただし、中学生以上の方に限ります。）

(2) 申請窓口

利用を希望する施設窓口で申請してください。（窓口は、利用施設一覧表をご確認ください。）一括登録を希望される場合、1施設で対象施設全ての登録手続きをすることができます（ただし、総合福祉保健センターについては、総合福祉保健センターの窓口で登録手続きを行ってください。）。

施設によっては、利用目的や利用される方（団体など）に制限がある場合がありますので、事前に施設窓口にお問い合わせください。また、施設の利用方法や、料金、休館日なども各施設にお問い合わせください。

4 「公共施設案内予約システム利用者登録カード」について

登録申請書の受付後、本人（団体の場合は、窓口に来られた方）であることが確認できた方（以下「利用登録者」という）に「利用者登録カード」を発行します。カードを受け取られましたら、ただちにカードの氏名欄の記載に誤りがないかご確認ください。

5 登録手続きについて

新規登録や仮パスワード発行、カード再発行の手続きでは、パスワードは申請書にご記入いただいた仮パスワードで設定しますので、速やかに登録利用者ご自身でパスワードの変更を行ってください。

登録申請書にご記入いただいた字体が、本システムの登録処理において困難である場合は、類似する標準字体で登録します。本システムで表示する字体についても標準字体とします。

6 利用施設の追加登録について

利用できる施設の追加登録は、追加しようとする施設の窓口で利用施設追加登録申請を行ってください。

申請の際は、利用者登録カードと本人確認ができる書類をご持参ください。

7 利用者登録番号及びパスワード

(1) パスワードは、8桁～24桁の半角英数字にて登録してください。 なお、英字（アルファベット）は大文字・小文字の区別があります。

(2) 利用者登録番号及びパスワードは、必ず登録申請者本人のものを使用してください。利用者登録番号の貸し借りは、厳禁です。また、利用者登録番号の譲渡は、厳禁です。

(3) パスワードは、他人に知られないようにしてください。利用者登録カードにパスワードは記入しないでください。

(4) パスワードは、月1回程度は変更することをお勧めします。

(5) パスワードを忘れた方は、利用者登録カードと本人確認できる書類を持参のうえ、利用者登録の手続きを行った施設の窓口で仮パスワード発行の手続きをしてください。（電話でのお問い合わせにはお答えできません。またご利用のパスワードは、職員でも確認できません。忘れられた場合、施設窓口でいったん仮パスワードを設定しますので、すぐにご自分でパスワードの変更を行ってください。）なお、メールアドレスを登録している場合は、インターネットからパスワードを再設定することができます。

8 利用者登録カードの有効期限について

利用者登録カードの有効期限は登録・更新手続きを行った月の末日から3年です。有効期限が切れた場合は、予約システムから施設の予約が出来なくなりますので、ご注意ください。

更新にあたっては、登録手続き同様に本人確認をいたします。詳しくは各施設の窓口にお問い合わせください。

9 利用者登録カードの紛失、盗難について

利用者登録カードの紛失や盗難にあったときは、直ちに利用者登録の手続きを行った施設の窓口へ届け出てください。

この場合、届け出以前に第三者が利用者登録カードを使用したことにより生じた不利益は、利用登録者がその一切の責任を負うものとします。

10 利用者登録カードの再発行について

利用者登録カードは、原則として再発行いたしません。

ただし、前項目の理由により、利用者登録の手続きを行った施設の窓口へ届け出られ、カード再発行申請をされた場合、再発行します。申請の際は、本人確認ができる書類をご持参ください。

11 登録申請内容の変更や利用者登録の廃止について

登録利用者の氏名、住所、電話番号など登録申請内容に変更が生じた場合、利用者登録の手続きを行った施設の窓口にて内容変更申請を速やかに行ってください。

また、本システムの使用を中止される場合も、利用者登録の手続きを行った施設の窓口にて廃止申請を行ってください。いずれの申請の際も、本人確認ができる書類をご持参ください。

12 利用者登録の抹消について

次のいずれかに該当した場合には、利用者登録を抹消します。

- ① 虚偽の申請をし、その事実が明らかになった場合
- ② 利用登録者が登録の廃止を届け出た場合
- ③ 利用登録者の所在が不明となり、連絡不能となった場合
- ④ 過去3年間、本システムによる施設の利用がない場合
- ⑤ 予約を取り消さずに利用しなかった場合
- ⑥ 市長が、利用登録者として不適格と認めた場合

13 本システムのお問い合わせ先

本システムの利用について不明な点がございましたら、利用者登録の手続きを行った施設の窓口へお問い合わせください。